

## 新潟県消費者苦情処理委員会規則

昭和53年3月30日新潟県規則第13号  
改正 昭和60年3月30日規則第38号  
平成2年4月1日規則第54号  
平成5年4月1日規則第25号  
平成8年3月29日規則第27号  
平成14年3月29日規則第82号

新潟県消費者苦情処理委員会規則をここに公布する。

### 新潟県消費者苦情処理委員会規則

#### (趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県附属機関設置条例（昭和27年新潟県条例第53号）第3条の規定により、新潟県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

**第2条** 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 消費者 2人以内
- (3) 事業者 2人以内

#### (任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

#### (会長)

**第4条** 委員会に会長を置く。

2 会長は、学識経験を有する者のうちから委員が選任する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

#### (庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、県民生活・環境部県民生活課において処理する。

#### (雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和60年規則第38号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**(平成2年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成5年規則第25号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**(平成8年規則第27号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**(平成14年規則第82号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。